

「東アジアにおけるポストコロニアリズム」研究会

なぜ近代植民地主義は克服されないのか

—植民地主義を擁護・正当化する思想、とくに広義の社会進化論を考える—

上村 英明

「自分が主人であることを・・・忘れずにいる必要はないのが、主人の特権の一つ」
(ゲオルグ・ジンメル：「男女両性の問題における相対的なものと絶対的なもの」＜1911年、円子修平訳＞)

1. はじめに：清算されない「近代植民地主義」

本研究会で問題とする「近代植民地主義」は、一時期表層的に宗主国が公式に認める「植民地」が地図上から消滅したことをもって終焉したとみなされた時期がある。こうした前提の中で、「ポスト・コロニアリズム」に注目が集まった。

しかし、先住民族や民族的マイノリティ (national and ethnic minorities) に関し、近代植民地主義は現在進行形であり、とくに巧妙に作られた構造の中で、繰り返しささまざまな様相をもって出現する。

本稿は、この近代植民地主義が、21世紀が四半世紀過ぎ、民主主義や人権思想が一定の浸透をみた時代にあっても、なぜ繰り返して現れるのかを探ってみたい。その点、ここでは近代植民地主義を政治的、経済的、社会的構造として捉えるだけでなく、その思想的特徴を明らかにすることに注力する。

冒頭にあげたドイツの哲学者・社会学者ゲオルグ・ジンメルの言葉は、奴隷は常に自分が奴隷であることを忘れることができない環境に置かれるが、主人は自分が主人であることを自覚することさえ必要とされない、それが主人の「特権」であると言っている。近代植民地主義の文脈に置き換えれば、植民地主義の被害者は自分がその犠牲者であることを忘れることができないが、植民地主義の加害者は、それを認識する必要もない。それが、まさに植民地主義の加害者の継続する「特権」である。

植民地主義の加害者が、構造的に「特権」を享受しているとして、その「特権」は現代であれば、「負の遺産」として認識されないのだろうか。歴史学者藤永壯は、朝鮮を事例に「植民地支配の合理化」を以下のように指摘している。

「朝鮮の伝統社会が落伍、停滞していたと述べるこの主張は、かつて『停滞論』

とよばれ、日本の植民地支配を合理化するための論理として用いられてきた。『後進国』朝鮮は『先進国』である日本の『指導』を受けるべき存在とみなされ、朝鮮の『近代化』は日本の植民地経営の『成果』として讃えられたのである。」(水野直樹、藤永壯、駒込武編『日本の植民地支配』<2001年、岩波ブックレット>)

植民地化とは、後進国・停滞地域の「近代化」と捉えられたというのである。

2. 西欧と近代植民主義の「擁護・正当化」の思想

さて、近代植民主義は、1492年クリストファー・コロンブスの米大陸到達を中心に、スペインとポルトガルという西欧国家の植民地争奪戦という展開を見せた。植民地の獲得では、1415年にアフリカ北岸セウタを占領したポルトガルが先行し、黄金海岸(1482年)、喜望峰(1488年)、モザンビーク(1507年)、ゴア(1510年)、マラッカ(1511年)、ティモール(1520年)、マカオ(1557年)など、ブラジル(1549年)を除けば、要塞を中心とした交易ネットワークで「海上帝国」を建設した。しかし、スペインに支援されたコロンブスの、当時「発見」と言われた米大陸到達は、「聖書に書かれていない土地に達した」という意味で、欧州全域の人々の関心や興味を呼び起こした。そして、カリブ海地域の占領が終わると、アステカ王国の征服(1521年)、インカ帝国の征服(1533年)などを通じ、中央アメリカ・南アメリカに広大な帝国の建設がもたらされた。

1) 15世紀：植民主義を正当化したキリスト教<教皇教書とキリスト教神学>

この時期、植民主義の「擁護・正当化」に使われた思想は何だっただろうか。端的に言えば、まずカトリックを中心とするキリスト教の思想がその役割を担った。

ローマ教皇ニコラウス5世は、1452年、ポルトガル国王に対し勅書を発行し、イスラム教徒などの異教徒に対し、攻撃・征服・服従させる権利を認めた。当時、西アフリカで黄金や象牙の貿易を独占するイスラム商人を対象にしたものである。その後、同じくニコラウス5世からポルトガル国王に発せられた教書(Romanus Pontifex)は、ポルトガルに対し、「キリストの敵」である異教徒の土地の征服と住民の奴隷化を認めるものであった。さらに、コロンブスがいわゆる「新大陸」に到達すると、ポルトガルとスペインの植民地獲得競争は激化し、1493年、教皇アレクサンドロ6世の教書(Inter Caetera)は、両国による世界の分割支配を認める「教皇子午線」を「ヴェルデ岬諸島」の西方100レグア(約550km)に引き、

その西側ではスペイン、東側ではポルトガルの支配を認め、キリスト教徒でない土地は「発見」したものが支配してよいと明記した。しかし、この時の「教皇子午線」は曖昧で、スペイン出身だったアレクサンドロ6世に疑念を持ったポルトガル国王が直接スペイン国王と交渉し、翌1494年のトルデシヤス条約で、分割線自身が西に移動した。それによって、ブラジルの領有権をポルトガルが確保することになる。そして、本稿で重要な点は、領有権について、未開国の領土は「無主地 (terra nullius)」とされ「先占」が認められた。いわゆる非欧州系の住民を無視した「発見の法理 (doctrine of discovery)」が認められたのである。(飯塚一郎『大航海時代へのイベリアースペイン植民地主義の形成』<1981年、中公新書>) さらに、1529年には、スペインとポルトガルの間で、サラゴサ条約が締結され、アジア・太平洋に新たな分割線が設定された。

他方、新たな帝国の住民となった人々をどのような取り扱うかについては、トマス・アクィナスによって体系化され、またアリストテレスの哲学を神学に適用して、キリスト教神学の体系化を図ったスコラ哲学で、論争が行われた。これは、1512年キューバ征服軍に従軍司祭として参加し、1542年にスペイン国王カルロス1世に提出された宣教師ラス・カサスの『インディアスの破壊についての簡潔な報告』(1552年に刊行)に端を発するものであった。より単純化すれば、先住民族は人間かを問うた、バルトロメ・デ・ラス・カサス対ファン・ヒネス・デ・セプルベダ(アリストテレス研究の権威として知られた神学者)との間で行われた論戦である。「バリャドリッド論戦」(1550年～51年)と呼ばれるそれで、セプルベダは古くギリシアの哲学者アリストテレスの「自然(先天的)奴隷人説」、ある特定の人間は生まれながらにして奴隷である、という説を持ち出して、先住民族の人権を否定した。(ルイス・ハンケ『アリストテレスとアメリカ・インディアン』<1974年、岩波新書>)

2) 19世紀：生物進化論から社会進化論へ<啓蒙主義から実証的進化論へ>

その後、欧州では、18世紀「理性」によって、世界の根本原則を理解しようという「啓蒙主義」がルネサンスを土台に広がり、その中で社会の進化が議論された。例えば、フランスの思想家シャルル・ド・モンテスキューは、『法の精神』(1748年)で、人類社会を「狩猟社会」・「遊牧社会」・「欧州社会」の順に進歩すると位置づけ、彼はそれぞれを「野蛮社会」・「未開社会」・「文明社会」と呼んでいる。これに影響を受けたアダム・ファークソンやアダム・スミスは同じく人類の発展段階をよ

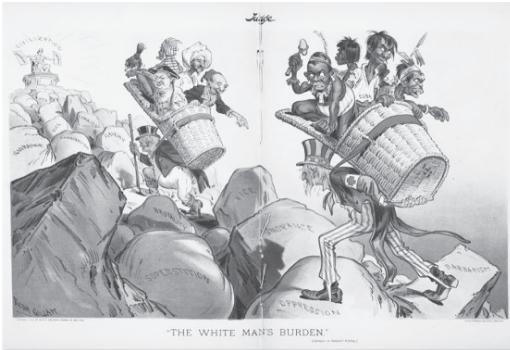
り詳しく生業で4段階に区分した。いわゆる「狩猟社会」・「遊牧社会」・「農耕社会」・「産業社会」であり、現在の私たちの社会観にも大きな影響を残していると言えるだろう。

こうして18世紀に欧州で始まった発展段階言説に対し、19世紀には、実証的な社会進化論が登場する。1831年～1836年に英国海軍の測量船ビーグル号で、世界各地を回ったチャールズ・ダーウィンは、その結果を1859年『種の起源』にまとめ、生物進化論を提唱した。これを土台に、哲学者で社会学者であったハーバード・スペンサーが社会進化論を新たに構築した。彼の著書では、この点で『第一原理』（1862年）と『生物学の原理』（1864年）が有名である。

この時代の状況を表すもう一つの著作を紹介しておきたい。米国の人類学者ルイス・H・モーガンが表した『古代社会』（1877年）である。彼は、北米先住民族社会、とくに米国に連邦制という政治制度を教示したと言われるイロコイ連邦のコミュニティで現地調査を行い、植民者が残した一次資料などにも当たりながら、人類社会を結局は「野蛮」・「未開」・「文明」の3つの発展段階に分けられると主張した。（ルイス・ヘンリー・モーガン『古代社会』＜1954年、角川文庫＞）その研究手法は実証的であったかもしれないが、常に先住民族を子ども扱いし、白人社会が優秀であるという偏見を通して分析されたもののだとして、現在では完全に否定されている。

さて、戻ってスペンサーの社会発展論を簡単に見てみよう。ダーウィンは、生物は環境の中で変化し、自然淘汰されるという自然選択説を唱えたが、スペンサーは、ダーウィンの自然選択説を「適者生存・優勝劣敗（survival of the fittest）」と読み替え、自然、生物、人間社会を一貫する不可逆の方向性とし、「進化」を一般化した。つまり、人間社会にも一貫した「進化」があり、そこでは相対的に「野蛮・未開・後進」のグループと「文明・先進」のグループとに分かれる。「野蛮・未開」の人々は自らの土地や資源を有効に使う方法を知らず、「文明・先進」の人々が土地や資源を有効に利用し、文明化に導くことが「神聖なる使命」であるともされた。カール・マルクス、フリードリッヒ・エンゲルスも、階級論と共に社会主義・共産主義へ向かう経済の発展段階論を説き、また伝統社会・離陸の先行段階・離陸段階・成熟段階・高度大衆消費社会という発展段階を想定し、すべての近代社会がこの道を通るとしたウォルト・ホイットマン・ロストウの『経済発展の諸段階』（1960年）論にも強い影響を与えている。

同時に、キリスト教拡張主義と社会進化論によって構造化された二重の人種主義思想は、植民地主義や帝国主義の拡大を「自然の摂理」とすることで、これら植民地主義や帝国主義あるいは人種主義に都合な理論的基礎を与えた。例えば、英国の作家・詩人で、ジョージ・オーウェルが「帝国主義の伝道師」と呼んだ、ラドヤード・キップリングは1899年に詠んだ詩『白人の責務 (White Man's Burden)』で、帝国主義・植民地主義を文明社会の「義務」として支持し、白人の優越性を主張した。



〔「白人の責務」の挿絵から〕

また、19世紀には、米国の西部開拓を正当化するスローガンとして「明白なる使命 (Manifest Destiny)」が使われたが、「文明」は古代ギリシア・ローマから英国に移り、アメリカ大陸に移動し、未開や野蛮を征服しながら、さらに西に進んでアジア大陸にたどり着くという米国的文明観にもつながっている。因みに、「文明の神聖なる使命 (a sacred trust of civilization)」は、国際連盟規約 (1919年署名) の「委任統治 (第22条1項)」条項でも使用されている。また、2022年には、ローマ教皇はカナダを訪れ、1870年代～1996年まで運営された寄宿学校、その70%がカトリックの経営であった学校での先住民族の子どもへの虐待や人権侵害に一定の謝罪を行ったことも、この流れにつながっている。(BBC NEWS JAPAN、2022年7月27日)

日本でも、スペンサーの著書は、『社会組織論』(1860年<山口松五郎訳>)、『社会学之原理』(1876年<乗竹孝太郎訳>)など、1860年～1880年代に日本語に翻訳され、福沢諭吉のような研究者から、森有礼や金子堅太郎のような政治家にまで大きな影響を与えたと言われる。

3. 日本における植民地主義の「擁護・正当化」の思想

19世紀に誕生したスペンサーの社会進化論が、1889年の「大日本帝国」を公称とし、「脱亜入欧」を標榜し、「殖産興業」に邁進した日本の拡張主義に影響を与えたことは、容易に想像し実証できる。冒頭の藤永壯の指摘などはその証左である。しかし、その他に、キリスト教拡張主義のような、独自の拡張主義あるいは植民地主義を正当化する伝統的な思想が日本になかったらうか。その点、1868年に誕生したとされる近代日本国家の本質を確認しながら、考察してみたい。

1) 明治維新と律令国家の復活

明治政府は、1868年1月の「王政復古の大号令」で、徳川慶喜の将軍職辞職の勅許や幕府の廃止を宣言して始まったとされるが、その国家体制は未完であった。「王政復古の大号令」直後の同年1月末には「戊辰戦争」が勃発したからである。そして、翌1869年6月に箱館戦争の終結によって、「新政府軍」が勝利をおさめると、国際法上の交戦団体が消滅したことにより、欧米列強は内戦への中立を解除し、明治政府は晴れて日本を統治する合法政府と認められた。そして、その後に行われたことが、新政府の統治構造の実質的確立であった。

その準備として、欧米列強へのアピールを目的に、内戦中の1868年6月に「政体書」が発布されている。これは政府の中央に「太政官」を置き、その権力を立法、行政、司法の三権に分立させた。立法の責任者は議政官、行政では行政官の下に、神祇官、会計官、軍務官、外国官（加えて、民部官）、さらに司法には刑法官を置くという7官体制で、極めて恣意的ではあったが、三権分立を取り入れた体裁を取った。（永原慶二編『岩波日本史辞典』1999年、岩波書店）

こうした動きに対し、先述の「戊辰戦争」の終結は近代日本国家の本質を見せることになる。終戦直後の1869年7月には、「版籍奉還」が勅許された。各封建諸侯が土地や人民を私有化すべきではないとの発想で、大化の改新以降の公地公民に倣い、土地（版）と人民（籍）を国家が直接支配する体制に戻す政策であった。つまり、武家社会で諸侯に委託した土地（版）と人民（籍）を天皇に返還させた。また、同年8月には、「政体書」体制が廃止され、新たな「職員令」による官制改革で、平安期の律令国家の復活が図られた。この新たな「太政官制」では、神祇官が太政官の上に置かれ、太政官の下での三権分立は否定されて、その下に一括「民部省」、「大蔵省」、「兵部省」、「刑部省」、「宮内省」、「外務省」の6省が設置された。その他、太政官の諮問機関である「集議院」、監察機関である「弾正台」、教育行

政の中核としてそれまでの昌平学校・開成学校などを統合し「大学校」なども設置された。

近代日本の政治体制が律令国家の復活であるとするれば、本稿で目的とする植民地主義との関係ではとくにアイヌモシリ（アイヌ民族の伝統的領土）の「併合」にまず注目する必要がある。同じ1869年8月、従来「蝦夷地」と呼ばれたアイヌ民族の土地は「北海道」に「改称」（2018年に150周年記念事業が実施された）され、そこに「開拓使」が設置されたのである。律令制の行政基準の名称で言えば、「開拓使」は平安朝における「檢非違使」、「追捕使」などのような天皇直属の軍事・警察機構であり、「開拓使」に「屯田兵」のような独自の軍事・警察機関が設置されたのも理解できる。（因みに、「屯田兵」は全員、警察権を持った憲兵でもあった。）

また、「北海道」改称も極めて重要である。先述したように、1869年7月に、天皇に土地や人民を返還する政策が始まったが、その対象となる土地や人民では、幕藩体制の下で渡島半島の一部に「松前藩」があったのみだ。それ以外の土地は「蝦夷地」と呼ばれた外国で、歴史的にアイヌ民族の土地や人民が天皇のものであったことはない。まさに松前藩領以外の「蝦夷地」は鎖国体制の外側で、日本政府の実質的統治権が及んでいない場所であった。古代律令制度では、日本の広域地方行政制度に「五畿七道」があった。「五畿」とは、都周辺の大和、山城、摂津、河内、和泉の5国を指し、そしてそこから周辺部に伸びる「七道」に東海道、東山道、北陸道、山陽道、山陰道、南海道そして西海道がある。1869年8月の「北海道」の改称によって、古代律令制に基づく「五畿七道」は「北海道」を加えて現在「五畿八道」と呼称されている。

よく考えれば、これは「北海道」が日本の領土であったと強弁する明治政府の政治的トリックに他ならない。同じ1869年8月には、「北海道」に「国郡制」（11国86郡）も施行されたが、これが「北海道」に施行された初めての国内制度であり、この一連の政策がアイヌモシリ併合の具体的な過程であった。（岡本雅享・上村英明・窪誠・朴金優綺・朴君愛『マイノリティ・ライツ―国際規準の形成と日本の課題』＜2024年、現在人文社＞）

「琉球」の併合でも、同じような政治トリックが使われた。日本国内では、1871年に廃藩置県が終了後の1872年に「琉球国」には、「琉球藩」が設置され、またそのトップであった「琉球国王」には「琉球藩王」という称号が与えられた。そして、1879年には、服属しない「琉球藩」を懲らしめるとして「琉球処分」が実施され、「琉球藩」を排して「沖縄県」設置が行われた。これも、「版籍奉還」か

ら「廃藩置県」への国内プロセスをなぞる政治トリックが使われたとみて間違いない。

2) 国学と水戸学（広義の国学）そして古代日本の拡張思想

明治国家の当初の国家システムが、律令国家の復活であり、その中で天皇制国家が近代的様相の中で再建されたとしたら、それを支えた思想とは何だったのだろうか。

先述した1869年に設置された大学校の本校と呼ばれた施設は、幕府の旧昌平坂学問所で、昌平学校と新たに呼ばれた。かつて1790年の創設以来儒教・朱子学の拠点であったその場所は、明治政府により、「皇学（国学と神道）」の中心地として変貌させられた。

「国学」は、もともと仏教や儒教が導入される以前の日本の価値を、『古事記』や『日本書紀』、『万葉集』などの古代文献に当たりながら明らかにしようという学問あるいは思想である。狭義の「国学」は、18世紀に契沖、荷田春満、賀茂真淵、本居宣長、平田篤胤などを中心に江戸時代に発展した。代表的な著作には本居宣長の『古事記伝』（1797年）などがあり、儒学や儒教道徳に対抗する思想としての側面が強かったが、19世紀に活躍した平田篤胤は、日本古来の天皇に対する信仰を「復古神道」として確立し、その後この思想が幕末の「尊皇（王）攘夷論」に展開する。

他方、日本の古典を中心に歴史を考えるという点では、水戸学と呼ばれた学問・思想も同じ内容を持っていた。系統的に言えば、儒学を中心に国学、神道を折衷した思想ということができる。徳川御三家の一つ水戸徳川家の2代藩主徳川光圀や9代藩主徳川斉昭を中心に、光圀が1657年に編纂を開始した天皇を主体とする歴史『大日本史』（1906年完成）や斉昭が設置した藩校「弘道館」の教育によって発展させられた経緯を持っている。光圀は、中国の正史にならって紀伝体（支配者の動きを中心に記述、事件を中心に描く編年体と異なる）の歴史書の編纂を構想し、1672年に「彰考館」を設置して、史料の収集や編纂にあたった。一方、斉昭は、1837年に前述の藩校「弘道館」を開設し、藤田幽谷、会沢正志斎、藤田東湖などの思想家の育成で、水戸学は発展させられた。とくに、会沢正志斎は、尊皇攘夷論を体系化した『新論』（1825年）を刊行し、幕末の志士に大きな影響を与え、また1860年の「桜田門外の変」などの思想的背景にもなった。これらの思想は、自民族中心主義的で、周辺民族を蔑視し、いずれも幕末の「尊皇（王）攘夷思想」

に展開する。因みに、「攘夷」の「夷」は、「蝦夷」の「夷」と同じで、服属しない未開人を指し、そもそも武家政治の統領であった「征夷大將軍」の「夷」にも通底する。また「尊皇（王）攘夷」という言葉の発明はこの水戸学にあると言われている。

それぞれの思想の流れをより具体的に見てみたい。

本居宣長も18世紀に刊行した『馭戎慨言（ぎょじゅうがいげん／からおさめのうれたみごと）』（1796年）で、日本は世界を照らす太陽神の子孫が統治する万邦無比な国であるとして、中国中心の華夷秩序（中華思想）を、日本を中心にする華夷秩序に反転させる見解を示した。平田篤胤もこれを高く評価したが、その弟子であった佐藤信淵は1823年に著した『（宇内）混同秘策』で以下のように拡張主義を述べている。

「凡ソ他邦ヲ経略スルノ法ハ弱クシテ取り易キ処ヨリ始ルヲ道トス今ニ當テ世界萬國ノ中ニ於テ皇國ヨリシテ攻取り易キ土地ハ支那國ノ滿洲ヨリ取り易キハナシ」

こう述べて、鳥根県の松江、山口県の萩、福岡県の博多から出撃を提案している。さらに、次のような世界制覇構想も江戸時代中期に提案した。

「武力ニヨツテ、滿洲、支那、台湾、ルソン（フィリピン）ヲ攻メ、南京ニ皇居ヲ移シ、全世界ヲ全テ皇國ノ郡県トナス」（秦郁彦『陰謀史観』＜2012年、新潮新書＞）

3) 吉田松陰の拡張主義と明倫館・松下村塾の影響

他方、長州藩で、尊皇（王）攘夷論を展開した吉田松陰は、思想家であり、松下村塾を舞台に明治維新を背負う人材を輩出した教育者として有名である。長州の外でも、平戸では海防思想を葉山左内に、江戸では佐久間象山から西洋兵学を学んだ。また、水戸では、『新論』に影響を受けたこともあって、会沢正志斎と面会している。1854年には、マシュー・ペリーの旗艦ポーハタン号で渡米を試みたが失敗、国許蟄居となり、長州藩の獄中で執筆したものが『幽囚録』（1854年）である。吉田松陰は、尊皇（王）攘夷論という点において国学と水戸学が共通基盤を持っていると解釈し、『幽囚録』では、以下のような拡張主義を表明している。

「日は昇らなければ沈み、月は満ちなければ欠け、国は繁栄しなければ衰廢する。よって、国をよく保つ者は、有る領土をむなしく失わないだけでなく、ない領土を増やすのである。今、急いで軍備を整え、海軍の計画を持ち、陸軍の計画も充足すれば、すなわち北海道を開拓して諸侯を封建し、間に乗じてカムチャツカ

半島とオホーツクを取り、琉球を理によって説得して国内諸侯のうちとし、威力をもって朝鮮に質を納めさせ、貢を奉らせていた古代の盛時のようにし、北は満州の地を分割し、南は台湾とルソン諸島を治め、しだい進取の勢いを示すべきだ。その後、住民を愛撫し、国土を養い、辺境の守りに気を配って、つまり堅固によく国を維持するといえるのだ。そうでなく諸国民が集まって争っている中で座りこみ、うまく行動することがなければ、国は幾らかのうちに廢れるのだ。」(現代語訳)

教育者としての吉田松陰は、藩校明倫館で山縣有朋、桂小五郎(後の木戸孝允)を、また松下村塾で久坂玄瑞、高杉晋作、伊藤博文、吉田稔麿、前原一誠、品川弥二郎などを弟子とした。こうした教え子たちが、幕末の志士となり、その後明治政府の元勳として、明治維新を牽引したとすれば、古代日本が朝鮮半島に支配権を持っていたとする国学や水戸学、吉田松陰の思想などを通して、1869年のアイヌモシリ併合、1873年の征韓論、1874年の台湾出兵、1879年の琉球併合など、その拡張主義を展開する土台がすでに明治維新の当初から存在していたとみることができる。また、この思想を「大東亜共栄圏」の原型とみなすことも可能だろう。

4) 欧米からの社会進化論の積極的受容

欧米における植民地主義が、キリスト教拡張主義と社会進化論の二重構造の中で拡大し、一般的に根強くその反省を拒み続けているとすれば、日本における植民地主義も、古代日本の拡張思想と欧米社会進化論の受容という二重の思想構造の中で現在もなお根を張っているとさえ言えないだろうか。改めて、この二重構造を広義の社会進化論と言っておこう。

明治期の欧米社会進化論の受容者としては、福澤諭吉など「文明開化(civilization)」を唱道した知識人の役割が大きい。彼等の多くは、尊皇(王)攘夷論を不愉快に思って距離を取り、むしろ開国論を支持した人々である。その代表格の福澤は、『西洋事情外編』(1868年)で、「文明開化」という訳語を創設し、『学問のすゝめ』(1872年)で初めて「文明の精神」という言葉を使用しながら、日本の国家的独立と国民の自覚つまり国家意識の形成を強調し、そのための学問・教育の必要性を説いた。さらに、『文明論之概略』(1875年)では、福澤の関心が日本を西洋諸国と同じ「文明国」に引き上げることだと明らかにされた。その基準によれば、欧州諸国及び米国は「最上の文明国」、トルコ・中国・日本などアジア諸国は「半開の国」そしてアフリカ・オーストラリアなどを「野蛮の国」とみ

なした。福澤はその渡航体験から西洋列強による植民地化に危機意識を持つとともに、西欧諸国を基準に進歩史観を展開し、そこに追いつくことを目指した。いわゆる「脱亜入欧」と一般的に呼ばれるものである。(杉山伸也「福澤諭吉と文明開化」『郵政博物館研究紀要』第10号<2019年>)

また、福澤によって1882年に創刊された日刊紙「時事新報」の1885年(3月16日)の社説は、有名な「脱亜論」を説き、文明化に向けて政治体制を変革できない中国や朝鮮と手を切り、西欧諸国と一緒に動くべきだと宣言する。同社説は、中国や朝鮮を「悪友」と表現し、その最後で「悪友を親しむ者はともに悪名を免るべからず。われは心においてアジア東方の悪友を謝絶するものなり」と記している。絶交である。同じ「時事新報」は1894年(7月29日)、日清戦争が開戦した直後の社説では、以下のような福澤の主張を掲載している。

「日清の戦争は文野の戦争なり……幾千の清兵はいずれも無辜(むこ)〔罪がないこと〕の人民にして、これを鑿(みなごろし)にするは憐れむべきがごとくなれども、世界の文明進歩のためにその妨害物を排除せんとするに、多少の殺風景を演ずるは到底免れざる……もしも支那人が今度の失敗に懲り、文明の勢力の大いに畏(かしこま)るべきを悟りて、自からその非を悛(あらた)め……文明日新の余光を仰ぐにも至らば、……むしろ文明の誘導者たる日本人に向かい、三拝九拝してその恩を謝することなるべし。」

社会進化が正当化され、その土台として戦争による拡張主義もまた正当化されている。

5) 日本における社会進化論の拡大

常に競争を前提として、優れた者が勝者となり、劣った者が敗者となるという「優勝劣敗」をキーワードにすれば、社会進化論は、植民地主義のさまざまな側面で、この支持者として現れる。論理を逆転すれば、勝者こそが優れたものであり、敗者はそれ故に劣ったものとみなされるからで、これはあらゆる時代の権力者に好都合な理屈である。

先ほど、「北海道の開拓」と拡張主義の関係を紹介したが、明治維新を起点とするという詐術を行いながら、「北海道」では1918年に「開道50周年」が祝賀された。その歴史をまとめるため、1915年の編纂事業が河野常吉を編集担当として、1919年に一応の完成を見たのが『北海道史』である。ここで、1869年に始まった「開拓」50年の意味は次のように語られている。

「北海道の開拓は、知識低き蝦夷 (=アイヌ) によりて、之を成すこと能はず、必ず之を他の優等人種に俟たざるべからず。而して北海道の附近にありて、蝦夷と接触する優等人種は、和人の外なきを以て、其開拓の任の和人にあるは、多言を要せざる所なり」(『北海道史』 < 1919年、北海道庁 >

いわゆる「開拓史観」と呼ばれるものだが、「開拓」は文明化で、それに不適応な集団としてアイヌ民族を否定する記述は、典型的な社会進化論の展開である。

さらに紹介するのは、『沖縄県史 (14) 資料編 4 雑纂 1』(1965年)に残る、「沖縄県」を巡った日本人旅行者の1890年代の日記と言われるものである。この旅行者は、一定の知識人だと思われるが、次のように述べている。

「当地ニテ内地人ノ威張ル有様ハ、調度欧米人ノ日本ニ来テ威張ルト同シ釣合ニテ、利ノアル仕事ハ総テ内地人ノ手ニ入り、引合ハサル役廻リハ常ニ土人ニ帰シ、内地人ハ殿様ニテ土人ハ下僕タリ。……是レ優勝劣敗ノ結果ニテ、如何トモスヘカラサル訳ナレトモ、凡ソ亡国之民ホドツマラヌモノハナシ。」(『沖縄県史 (14) 資料編 4 雑纂 1』 < 1989年、国書刊行会 >)

日記の書き手は、琉球人を「土人」と呼称しながら、彼等への差別や格差、理不尽な支配そして琉球国の滅亡を「優勝劣敗ノ結果」としているが、これこそが社会進化論の本質である。書き手が「優勝劣敗」の用語を当時使えたとなれば、スペンサーに影響された人物と言えるかもしれない。その後、戦後幾度も繰り返される「単一民族国家論」の表出も、日本人・大和民族の優秀性を誇示することが前提あるいは目的であり、こうした広義の社会進化論の現代版といえることができる。

4. 植民地主義を「擁護・正当化」する思想とどう闘うか

1) 社会進化論への批判

もちろん、社会進化論に対する批判が、学問上起こったことも紹介しておきたい。ひとつは人類学者を中心に20世紀初頭に起きた「文化相対主義 (cultural relativism)」である。社会進化論には、当事者の視点から社会や文化を考えようという配慮が希薄で、欧米社会を頂点とする「自民族中心主義 (ethnocentrism)」

であるという批判である。また、すべての社会が同じ歴史的階段を直線的に進むと断定する仮説も間違いであると指摘されている。(阿久澤麻理子『差別する人の研究－変容する部落差別と現代のレイシズム』<2023年、旬報社>)

歴史学からも批判があった。例えば、ドイツの歴史学者オスヴァルト・シュペングラーが第一次世界大戦後に出版した『西洋の没落』(1918年)は、社会進化論で頂点とされる欧州社会の、欧州中心史観・文明論に対する痛烈な批判を行った。例えば、「文明」の中心である世界都市は、母なる大地から切り離された人工的な場所で、実用と経済的目的だけのために設計されている。こうした場所では、知性は空洞化して民主主義とともに破壊され、無制限な戦争を伴って文明は崩壊する。他方、英国の歴史家 E.H. カーも、自然の法則と歴史の法則を等号で結びつけることは間違った混同だとし、進歩には直線的に定まった始点と終点があるという考え方にも反対した。(E.H. カー(近藤和彦訳)『歴史とは何か 新版』<2022年、岩波書店>)

これらの批判は、社会進化論が植民地主義の「擁護・正当化」に密接に結びついたことを問題にした批判ではなく、学術上のものだが、一考に値するだろう。そして、私たちが行わなければならないことは、むしろ「社会的通念」に深く浸透した広義の社会進化論を明らかにし、これを葬り去る作業を行うことである。

2) 「自覚」と「意識化」の課題

現代社会で差別を語る時、「マイクロアグレッション (Microaggression) <無自覚の差別行為>」や「アンコンシャス・バイアス (Unconscious Bias) <無意識の偏見>」という言葉聞くようになった。これらは、意図的かどうかを別にして、政治的文化的に疎外された集団に対する日常での言葉や行動に現れる偏見や差別、それに基づく見下しや侮辱を指す。アンコンシャス・バイアスは無意識の偏見や差別で、これが社会の表面に現れるとマイクロアグレッションという意図せず相手に傷つける言動に変化する。差別や偏見が表面化し、明確で大きな社会問題となる機会は減ったが、それは、本稿で示したように二重のあるいは広義の社会進化論による植民地主義を擁護・正当化する思想が社会の内面あるいは深部に脈々と流れているからでもある。繰り返すが、「マイクロアグレッション」や「アンコンシャス・バイアス」はこうした「社会通念」に浸透した差別が社会の表面に現れる現象と言ってよい。「ヘイト・スピーチ」なども、匿名性を隠れ蓑に、社会の表面に表出する植民地主義擁護の思想である場合が少なくない。また、そ

れ故に、植民地主義を擁護・正当化する思想は、決して消滅どころか、弱体化しておらず、むしろ複雑な様相を取りながら、生きながらえている。(こうした構造を使った、日本政府の差別の隠蔽化、具体的には国連人権機関への報告書などでは、よく「社会通念上」などの形容表現が付くことが少なくない。つまり、社会構成員のマジョリティが普通に思っているから、差別ではないという表現が使われる。本稿ではむしろ政府の用語である「社会通念」をその現状を表す言葉として使用する。)

さて、では、植民地主義を「擁護・正当化」する思想とどう關えばいいのだろうか。ひとつの試案を組み立ててみたい。植民地の擁護・正当化の思想が「無自覚・無意識」の様相を取る現代社会では、植民地主義の加害者側に位置するマジョリティ(多数者)の「自覚・意識化」を図ることが不可欠である。別の言い方をすれば、自らのアイデンティティに向き合う中で、程度や構造の問題はあれ、「マジョリティの特権」を「自覚・意識化」することである。とくに、「マジョリティの特権」がどのように形成され、どのように「無自覚・無意識化」されたかを探求することは極めて重大である。(坂本光代編『多様性を再考する マジョリティに向けた多文化教育』<2021年、ぎょうせい>)

3) 近代史の原点の再検証

但し、自覚され、意識化されたからといって植民地問題の構造が理解されるわけではない。植民地主義に終止符を打つには、現状の差別や格差の背景となる歴史に対する深い理解が不可欠である。「深い理解」と述べた理由は、その「歴史」を学ぶ機会が、現状の教育制度や社会制度では保障されておらず、自ら主体的に学ぶ努力あるいは工夫が必要だからだ。

より具体的には、日本の植民地主義の擁護・正当化の思想の結節点は、明治維新前後の国家観、社会観に始まる。つまり、本稿で整理したように、日本近代がその原点を踏まえて、まるごと検証されなければならない。残念ながら、日本は近代化のはじめから植民地主義であり、また帝国主義であったのである。こうした認識の下での深みのある歴史検証に期待したい。(ロバート・コンセグイン、ジョアナ・コンセグイン(中村聡子訳)『私たちの歴史を癒すということーワイトンギ条約の課題』<2022年、影書房>)最後に、現代注目を集めつつある「セトラー・コロニアリズム(入植者植民地主義)」の議論は、入植者が大量に送り込まれず、間接統治が行われた植民地にはやや適用が難しいが、国家形成の当初からの継続

する植民地主義を問い直すという姿勢は大きく評価しなければならない。(了)

参考文献

- ・阿久澤麻理子『差別する人の研究－変容する部落差別と現代のレイシズム』（2023年、旬報社）
- ・飯塚一郎『大航海時代へのイベリアースペイン植民地主義の形成』（1981年、中公新書）
- ・エリック・ウィリアムズ（中山毅訳）『資本主義と奴隷制』（2020年、ちくま学芸文庫）
- ・上村英明「植民地主義はなぜ克服されないのか？－問われるべき日本社会のあり方」『国際人権ひろば』第173号（2024年、ヒューライツ大阪）
- ・上村英明「新・先住民族の「近代史」－植民地主義と新自由主義の起源を問う」（2015年、法律文化社）
- ・岡本雅享・上村英明・窪誠・朴金優綺・朴君愛『マイノリティ・ライツ－国際規準の形成と日本の課題』（2024年、現代人文社）
- ・沖縄県教育委員会編『沖縄県史（14）資料編4 雑纂1』（1989年、国書刊行会<再版>）
- ・エドワード・ハレット・カー（近藤和彦訳）『歴史とは何か 新版』（2022年、岩波書店）
- ・河合優子『日本の人種主義－トランスナショナルな視点からの入門書』（2023年、青弓社）
- ・ラス・カサス（染田秀藤訳）『インディアスの破壊についての簡潔な報告』（2013年、岩波文庫）
- ・デイン・ケネディ（長田紀之訳）『脱植民地化－帝国・暴力・国民国家の世界史』（2023年、白水社）
- ・ロバート・コンセダイン、ジョアナ・コンセダイン（中村聡子訳）『私たちの歴史を癒すということ－ワイタング条約の課題』（2022年、影書房）
- ・坂本光代編『多様性を再考する マジョリティに向けた多文化教育』（2021年、ぎょうせい）
- ・杉山伸也「福澤諭吉と文明開化」『郵政博物館研究紀要』第10号（2019年、郵政博物館）
- ・ジャレド・ダイヤモンド（倉骨彰訳）『銃・病原菌・鉄－1万3000年にわたる人類史の謎』（2012年、草思社文庫）
- ・田中彰『吉田松陰 変転する人物像』（2001年、中公新書）
- ・出口真紀子「マジョリティ特権を可視化する意義と効果－日本の大学における実践を通して」『上智アジア学』第41号（2023年、上智大学アジア文化研究所）
- ・中野敏男『継続する植民地主義の思想』（2024年、青土社）
- ・仲田昭一『吉田松陰と水戸』（2015年、錦正社）
- ・西川長夫『<新>植民地主義論 グローバル時代の植民地主義を問う』（2006年、平凡社）
- ・秦郁彦『陰謀史観』（2012年、新潮新書）
- ・ルイス・ハンケ『アリストテレスとアメリカ・インディアン』（1974年、岩波新書）
- ・アダム・ファーガソン『市民社会史論』（2018年、京都大学学術出版会）
- ・北海道庁編『北海道史』（1919年、北海道庁）
- ・松島泰勝『帝国の島－琉球・尖閣に対する植民地主義と闘う』（2020年、明石書店）
- ・水野直樹、藤永壯、駒込武編『日本の植民地支配』（2001年、岩波ブックレット）
- ・ルイス・ヘンリー・モーガン『古代社会』（1954年、角川文庫）